

均等割額の計算例

主たる事務所(東京都内の主たる事務所) 従たる事務所(主たる事務所以外の東京都内の事務所)

※期末従業員数欄の()は、事務所廃止時の従業員数を表しています。

算定期間中に事務所等を廃止し、当該特別区に事務所等を有しなくなった場合は、判定時期における従業員数は0人となるため、50人以下として判定します。

税率表	事例	所在地	事業年度(1月~12月)	期末従業員数	資本金等の額が3,000万円の法人の場合
I表 特別区のみ に有する 場合	1	事業年度 の中途に特別 区A区からB 区に移転した もの	A区 7/13 B区	(40人) 0人 80人	(A区分) 180,000円×6/12=90,000円 (B区分) 200,000円×5/12=83,300円 90,000+83,300=173,300円
	2	主たる事務所 等がA区に、 従たる事務所 等がB区A町に あったものが、 事業年度の中 途でB区B町に 主たる事務所 等に移転した もの(B区A町 の事務所等は 廃止してい る。)	A区 7/13 B区A町 B区B町	60人 (10人) 80人	(A区分:主) 200,000円×6/12=100,000円 (A区分:従) 150,000円×5/12=62,500円 (B区分:主) 200,000円×5/12=83,300円 (B区分:従) 150,000円×6/12=75,000円 100,000+62,500+83,300+75,000=320,800円
	3	A区のみ に主たる事務 所等がある ものが事業年 度の中でB区 に主たる事務 所等に移転し、 さらにC区に 移転したもの (A区及びB区 は主たる事務 所等の移転後 も、従たる事 務所等として 存続してい る。)	A区 4/10 B区 7/13 C区	20人 40人 60人	(A区分:主) 180,000円×3/12=45,000円 (A区分:従) 130,000円×8/12=86,600円 (B区分:主) 180,000円×3/12=45,000円 (B区分:従) 130,000円×5/12=54,100円 (C区分) 200,000円×5/12=83,300円 45,000+86,600+45,000+54,100+83,300=314,000円
II表 特別区と市 町村に有 する場合	4	事務所等が A区(主たる事 務所等)と都 内のB市にあ るもの	A区 B市	70人	(道府県分) 50,000円×12/12=50,000円 (A区分) 150,000円×12/12=150,000円 50,000+150,000=200,000円
	5	A区にのみ 事務所等があ ったものが事 業年度の中 途で都内のB 市に本店を移 転し、A区が 従たる事務 所等になった もの	A区 7/13 B市	80人	(道府県分) 50,000円×12/12=50,000円 (A区分) 150,000円×12/12=150,000円 50,000+150,000=200,000円
	6	都内のA市 に事務所等有 るものが、B 区に事務所等 を新設した もの	A市 7/13 B区	30人	(道府県分) 50,000円×12/12=50,000円 (B区分:従) 130,000円×5/12=54,100円 50,000+54,100=104,100円
	7	A区にのみ 事務所等があ ったものが、 都内のB市に 事務所等を 新設し廃止 したもの	A区 3/15 B市 10/10	90人	(道府県分) 50,000円×12/12=50,000円 (A区分) 150,000円×12/12=150,000円 50,000+150,000=200,000円
	8	事業年度 の中途に特別 区A区から都 内のB市に移 転したもの	A区 7/13 B市	(70人) 0人	(道府県分) 50,000円×12/12=50,000円 (A区分) 130,000円×6/12=65,000円 50,000+65,000=115,000円
III表 市町村の みに有 する場合	10	事業年度 の中途に都 内のA市から B市に移転 したもの	A市 7/13 B市		(道府県分) 50,000円×12/12=50,000円
	11	事務所等が A区A町にあ ったが、事業 年度の中で 廃止し、その 後期間にお いて同区B 町へ事務所 等の新設し たもの	A区A町 3/20 A区B町 8/15	(30人) 60人	(A区分) 2ヶ月+4ヶ月=6ヶ月 200,000円×6/12=100,000円
	12	事業年度 の中途に事 務所等を 廃止し、その 後期間にお いて同一住 所に事務所 等の新設し たもの	A区内 同一 3/20 8/15	(60人) 30人	(A区分) 2ヶ月+4ヶ月=6ヶ月 180,000円×6/12=90,000円
同一区内 における 廃止・設 置	13	事業年度 の中途にA 区A町から 同区B町に 移転した もの	A区A町 7/13 A区B町	(100人) 0人 30人	(A区分) 180,000円×12/12=180,000円